

日 薬 発 第 1 0 5 号
令 和 5 年 7 月 1 8 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

令 和 5 年 毎 月 勤 労 統 計 調 査 特 別 調 査 へ の 調 査 協 力 依 頼 に つ い て

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）より、
別添のとおり標記調査に対する協力の依頼がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、当該地域の会員等にご周知下さいますようお願い申し上げます。

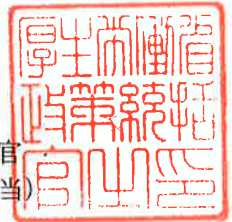
以上

02

政統発 0615 第 2 号
令和 5 年 6 月 15 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報政策、労使関係担当)



令和 5 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として実施する「毎月勤労統計調査」につきましては、日頃よりご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」につきましては、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年1回（7月31日現在について）実施するものです。

都道府県の統計調査員が8月から9月にかけて事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、事業の内容等を確認した上で調査を実施いたします。貴会会員の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしく願いいたします。なお、調査対象となる地域は、別添「指定調査市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域となりますのでご参照願います。

最後に、以下のものを各1部同封いたしますのでご活用いただければ幸いです。

また、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「令和5年毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い」
- ・「毎勤だより」
- ・「令和4年特別調査の概況」
- ・「特別調査イメージキャラクターとくちゃんのイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室
毎勤第一係 渡邊
TEL : 03-5253-1111 (内線 7631)
E-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

1 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
北海道	101	札幌市 中央区	北海道	230	登別市	北海道		
北海道	102	札幌市 北区	北海道	233	伊達市	北海道		
北海道	103	札幌市 東区	北海道	235	石狩市	北海道		
北海道	104	札幌市 白石区	北海道	236	北斗市	北海道		
北海道	105	札幌市 豊平区	北海道	337	亀田郡 七飯町	北海道		
北海道	106	札幌市 南区	北海道	408	余市郡 余市町	北海道		
北海道	107	札幌市 西区	北海道	456	上川郡 愛別町	北海道		
北海道	108	札幌市 厚別区	北海道	516	天塩郡 豊富町	北海道		
北海道	109	札幌市 手稲区	北海道	543	網走郡 美幌町	北海道		
北海道	110	札幌市 清田区	北海道	555	紋別郡 遠軽町	北海道		
北海道	202	函館市	北海道	631	河東郡 音更町	北海道		
北海道	203	小樽市	北海道	643	中川郡 幕別町	北海道		
北海道	204	旭川市	北海道	692	標津郡 中標津町	北海道		
北海道	205	室蘭市						
北海道	206	釧路市						
北海道	207	帯広市						
北海道	208	北見市						
北海道	210	岩見沢市						
北海道	211	網走市						
北海道	212	留萌市						
北海道	213	苫小牧市						
北海道	214	稚内市						
北海道	215	美唄市						
北海道	216	虻田市						
北海道	217	江別市						
北海道	219	紋別市						
北海道	220	士別市						
北海道	223	根室市						
北海道	225	滝川市						
北海道	226	砂川市						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

2 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
青森県	201	青森市						
青森県	202	弘前市						
青森県	203	八戸市						
青森県	204	黒石市						
青森県	205	五所川原市						
青森県	206	十和田市						
青森県	208	むつ市						
青森県	210	平川市						
青森県	384	北津軽郡 韓田町						
青森県	387	北津軽郡 中泊町						
青森県	401	上北郡 野辺地町						
青森県	402	上北郡 七戸町						
青森県	411	上北郡 六ヶ所村						
青森県	446	三戸郡 階上町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

3 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
岩手県	201	盛岡市						
岩手県	205	花巻市						
岩手県	206	北上市						
岩手県	207	久慈市						
岩手県	208	遠野市						
岩手県	209	一関市						
岩手県	210	陸前高田市						
岩手県	214	八幡平市						
岩手県	215	奥州市						
岩手県	301	岩手郡 雫石町						
岩手県	302	岩手郡 葛巻町						
岩手県	321	紫波郡 紫波町						
岩手県	461	上閉伊郡 大槌町						
岩手県	485	下閉伊郡 普代村						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

4 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
宮城県	101	仙台市 青葉区						
宮城県	102	仙台市 宮城野区						
宮城県	103	仙台市 若林区						
宮城県	104	仙台市 太白区						
宮城県	105	仙台市 泉区						
宮城県	202	石巻市						
宮城県	203	塩竈市						
宮城県	205	気仙沼市						
宮城県	206	白石市						
宮城県	209	多賀城市						
宮城県	211	岩沼市						
宮城県	212	登米市						
宮城県	215	大崎市						
宮城県	301	刈田郡 蔵王町						
宮城県	323	柴田郡 柴田町						
宮城県	324	柴田郡 川崎町						
宮城県	445	加美郡 加美町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

5 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
秋田県	201	秋田市						
秋田県	202	能代市						
秋田県	203	横手市						
秋田県	204	大館市						
秋田県	206	男鹿市						
秋田県	207	湯沢市						
秋田県	209	鹿角市						
秋田県	210	由利本荘市						
秋田県	211	潟上市						
秋田県	212	大仙市						
秋田県	215	仙北市						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

6 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
山形県	201	山形市						
山形県	202	米沢市						
山形県	203	鶴岡市						
山形県	204	酒田市						
山形県	205	新庄市						
山形県	208	村山市						
山形県	209	長井市						
山形県	210	天童市						
山形県	212	尾花沢市						
山形県	213	南陽市						
山形県	321	西村山郡 河北町						
山形県	324	西村山郡 大江町						
山形県	362	最上郡 最上町						
山形県	366	最上郡 銚川村						
山形県	381	東置賜郡 高島町						
山形県	382	東置賜郡 川西町						
山形県	402	西置賜郡 白鷹町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

7 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
福島県	201	福島市						
福島県	202	会津若松市						
福島県	203	郡山市						
福島県	204	いわき市						
福島県	205	白河市						
福島県	207	須賀川市						
福島県	208	喜多方市						
福島県	209	相馬市						
福島県	210	二本松市						
福島県	212	南相馬市						
福島県	213	伊達市						
福島県	342	岩瀬郡 鏡石町						
福島県	421	河沼郡 会津坂下町						
福島県	522	田村郡 小野町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

8 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
茨城県	201	水戸市						
茨城県	202	日立市						
茨城県	203	土浦市						
茨城県	204	古河市						
茨城県	205	石岡市						
茨城県	210	下妻市						
茨城県	211	常総市						
茨城県	212	常陸太田市						
茨城県	216	笠間市						
茨城県	219	牛久市						
茨城県	220	つくば市						
茨城県	221	ひたちなか市						
茨城県	223	潮来市						
茨城県	224	守谷市						
茨城県	225	常陸大宮市						
茨城県	226	那珂市						
茨城県	227	筑西市						
茨城県	232	神栖市						
茨城県	235	つくばみらい市						
茨城県	309	東茨城郡 大洗町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
栃木県	201	宇都宮市						
栃木県	202	足利市						
栃木県	203	栃木市						
栃木県	204	佐野市						
栃木県	205	鹿沼市						
栃木県	206	日光市						
栃木県	208	小山市						
栃木県	209	真岡市						
栃木県	210	大田原市						
栃木県	211	矢板市						
栃木県	213	那須塩原市						
栃木県	214	さくら市						
栃木県	215	那須烏山市						
栃木県	301	河内郡 上三川町						
栃木県	342	芳賀郡 益子町						
栃木県	361	下都賀郡 壬生町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

10 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
群馬県	201	前橋市						
群馬県	202	高崎市						
群馬県	203	桐生市						
群馬県	204	伊勢崎市						
群馬県	205	太田市						
群馬県	206	沼田市						
群馬県	207	館林市						
群馬県	208	渋川市						
群馬県	210	富岡市						
群馬県	344	北群馬郡 榛東村						
群馬県	384	甘楽郡 甘楽町						
群馬県	429	吾妻郡 東吾妻町						
群馬県	449	利根郡 みなかみ町						
群馬県	464	佐波郡 玉村町						
群馬県	524	邑楽郡 大泉町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
埼玉県	102	さいたま市 北区						
埼玉県	103	さいたま市 大宮区						
埼玉県	104	さいたま市 見沼区						
埼玉県	108	さいたま市 南区						
埼玉県	110	さいたま市 岩槻区						
埼玉県	201	川越市						
埼玉県	202	熊谷市						
埼玉県	203	川口市						
埼玉県	206	行田市						
埼玉県	208	所沢市						
埼玉県	210	加須市						
埼玉県	212	東松山市						
埼玉県	214	春日部市						
埼玉県	215	狭山市						
埼玉県	219	上尾市						
埼玉県	221	草加市						
埼玉県	222	越谷市						
埼玉県	224	戸田市						
埼玉県	225	入間市						
埼玉県	230	新座市						
埼玉県	231	桶川市						
埼玉県	234	八潮市						
埼玉県	235	富士見市						
埼玉県	237	三郷市						
埼玉県	239	坂戸市						
埼玉県	241	鶴ヶ島市						
埼玉県	243	吉川市						
埼玉県	343	比企郡 小川町						
埼玉県	464	北葛飾郡 杉戸町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

12 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
千葉県	101	千葉市 中央区						
千葉県	102	千葉市 花見川区						
千葉県	103	千葉市 稲毛区						
千葉県	104	千葉市 若葉区						
千葉県	105	千葉市 緑区						
千葉県	202	鎌子市						
千葉県	203	市川市						
千葉県	204	船橋市						
千葉県	207	松戸市						
千葉県	208	野田市						
千葉県	211	成田市						
千葉県	212	佐倉市						
千葉県	213	東金市						
千葉県	215	旭市						
千葉県	216	習志野市						
千葉県	217	柏市						
千葉県	219	市原市						
千葉県	220	流山市						
千葉県	221	八千代市						
千葉県	222	我孫子市						
千葉県	224	鎌ヶ谷市						
千葉県	227	浦安市						
千葉県	228	四街道市						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
東京都	101	千代田区	東京都	210	小金井市	東京都		
東京都	102	中央区	東京都	212	日野市	東京都		
東京都	103	港区	東京都	213	東村山市	東京都		
東京都	104	新宿区	東京都	214	国分寺市	東京都		
東京都	105	文京区	東京都	220	東大和市	東京都		
東京都	106	台東区	東京都	221	清瀬市	東京都		
東京都	107	墨田区	東京都	224	多摩市	東京都		
東京都	108	江東区	東京都	227	羽村市	東京都		
東京都	109	品川区	東京都	229	西東京市	東京都		
東京都	110	目黒区						
東京都	111	大田区						
東京都	112	世田谷区						
東京都	113	渋谷区						
東京都	114	中野区						
東京都	115	杉並区						
東京都	116	豊島区						
東京都	117	北区						
東京都	118	荒川区						
東京都	119	板橋区						
東京都	120	練馬区						
東京都	121	足立区						
東京都	122	葛飾区						
東京都	123	江戸川区						
東京都	201	八王子市						
東京都	202	立川市						
東京都	203	武蔵野市						
東京都	206	府中市						
東京都	207	昭島市						
東京都	208	調布市						
東京都	209	町田市						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

14 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
神奈川県	101	横浜市 鶴見区	神奈川県	206	小田原市	神奈川県		
神奈川県	102	横浜市 神奈川区	神奈川県	207	茅ヶ崎市	神奈川県		
神奈川県	103	横浜市 西区	神奈川県	211	秦野市	神奈川県		
神奈川県	104	横浜市 中区	神奈川県	212	厚木市	神奈川県		
神奈川県	105	横浜市 南区	神奈川県	213	大和市	神奈川県		
神奈川県	107	横浜市 磯子区	神奈川県	215	海老名市	神奈川県		
神奈川県	108	横浜市 金沢区	神奈川県	216	座間市	神奈川県		
神奈川県	109	横浜市 港北区						
神奈川県	110	横浜市 戸塚区						
神奈川県	111	横浜市 港南区						
神奈川県	112	横浜市 旭区						
神奈川県	113	横浜市 緑区						
神奈川県	114	横浜市 瀬谷区						
神奈川県	115	横浜市 栄区						
神奈川県	116	横浜市 泉区						
神奈川県	117	横浜市 青葉区						
神奈川県	118	横浜市 都筑区						
神奈川県	131	川崎市 川崎区						
神奈川県	132	川崎市 幸区						
神奈川県	133	川崎市 中原区						
神奈川県	134	川崎市 高津区						
神奈川県	135	川崎市 多摩区						
神奈川県	136	川崎市 宮前区						
神奈川県	151	相模原市 緑区						
神奈川県	152	相模原市 中央区						
神奈川県	153	相模原市 南区						
神奈川県	201	相模原市 相模原市 南区						
神奈川県	203	平塚市						
神奈川県	204	鎌倉市						
神奈川県	205	藤沢市						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

15 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
新潟県	101	新潟市 北区	新潟県	101	新潟市 北区	新潟県	101	新潟市 北区
新潟県	102	新潟市 東区	新潟県	102	新潟市 東区	新潟県	102	新潟市 東区
新潟県	103	新潟市 中央区	新潟県	103	新潟市 中央区	新潟県	103	新潟市 中央区
新潟県	106	新潟市 南区	新潟県	106	新潟市 南区	新潟県	106	新潟市 南区
新潟県	107	新潟市 西区	新潟県	107	新潟市 西区	新潟県	107	新潟市 西区
新潟県	108	新潟市 西蒲区	新潟県	108	新潟市 西蒲区	新潟県	108	新潟市 西蒲区
新潟県	202	長岡市	新潟県	202	長岡市	新潟県	202	長岡市
新潟県	204	三条市	新潟県	204	三条市	新潟県	204	三条市
新潟県	205	柏崎市	新潟県	205	柏崎市	新潟県	205	柏崎市
新潟県	206	新発田市	新潟県	206	新発田市	新潟県	206	新発田市
新潟県	209	加茂市	新潟県	209	加茂市	新潟県	209	加茂市
新潟県	210	十日町市	新潟県	210	十日町市	新潟県	210	十日町市
新潟県	211	見附市	新潟県	211	見附市	新潟県	211	見附市
新潟県	212	村上市	新潟県	212	村上市	新潟県	212	村上市
新潟県	213	燕市	新潟県	213	燕市	新潟県	213	燕市
新潟県	218	五泉市	新潟県	218	五泉市	新潟県	218	五泉市
新潟県	222	上越市	新潟県	222	上越市	新潟県	222	上越市
新潟県	223	阿賀野市	新潟県	223	阿賀野市	新潟県	223	阿賀野市
新潟県	225	魚沼市	新潟県	225	魚沼市	新潟県	225	魚沼市
新潟県	226	南魚沼市	新潟県	226	南魚沼市	新潟県	226	南魚沼市
新潟県	227	胎内市	新潟県	227	胎内市	新潟県	227	胎内市
新潟県	361	南蒲原郡 田上町	新潟県	361	南蒲原郡 田上町	新潟県	361	南蒲原郡 田上町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

16 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
富山県	201	富山市						
富山県	202	高岡市						
富山県	204	魚津市						
富山県	207	黒部市						
富山県	208	砺波市						
富山県	210	南砺市						
富山県	211	射水市						
富山県	322	中新川郡 上市町						
富山県	342	下新川郡 入善町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

17 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
石川県	201	金沢市						
石川県	202	七尾市						
石川県	203	小松市						
石川県	204	輪島市						
石川県	206	加賀市						
石川県	207	羽咋市						
石川県	209	かほく市						
石川県	210	白山市						
石川県	211	能美市						
石川県	212	野々市市						
石川県	361	河北郡 津幡町						
石川県	365	河北郡 内灘町						
石川県	386	羽咋郡 宝達志水町						
石川県	407	鹿島郡 中能登町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

18 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
福井県	201	福井市						
福井県	202	敦賀市						
福井県	204	小浜市						
福井県	205	大野市						
福井県	206	勝山市						
福井県	207	鯖江市						
福井県	208	あわら市						
福井県	209	越前市						
福井県	210	坂井市						
福井県	322	吉田郡 永平寺町						
福井県	404	南条郡 南越前町						
福井県	501	三方上中郡 若狭町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

19 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
山梨県	201	甲府市						
山梨県	202	富士吉田市						
山梨県	204	都留市						
山梨県	205	山梨市						
山梨県	207	韮崎市						
山梨県	208	南アルプス市						
山梨県	209	北杜市						
山梨県	210	甲斐市						
山梨県	211	笛吹市						
山梨県	213	甲州市						
山梨県	346	西八代郡 市川三郷町						
山梨県	368	南巨摩郡 富士川町						
山梨県	384	中巨摩郡 昭和町						
山梨県	430	南都留郡 富士河口湖町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

20 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
長野県	201	長野市						
長野県	202	松本市						
長野県	203	上田市						
長野県	204	岡谷市						
長野県	205	飯田市						
長野県	206	諏訪市						
長野県	209	伊那市						
長野県	210	駒ヶ根市						
長野県	211	中野市						
長野県	213	飯山市						
長野県	214	茅野市						
長野県	215	塩尻市						
長野県	217	佐久市						
長野県	218	千曲市						
長野県	219	東御市						
長野県	321	北佐久郡 軽井沢町						
長野県	361	諏訪郡 下諏訪町						
長野県	383	上伊那郡 箕輪町						
長野県	385	上伊那郡 南箕輪村						
長野県	386	上伊那郡 中川村						
長野県	403	下伊那郡 高森町						
長野県	410	下伊那郡 根羽村						
長野県	432	木曾郡 木曾町						
長野県	481	北安曇郡 池田町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

21 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
岐阜県	201	岐阜市	岐阜県	201	岐阜市	岐阜県	201	岐阜市
岐阜県	202	大垣市	岐阜県	202	大垣市	岐阜県	202	大垣市
岐阜県	203	高山市	岐阜県	203	高山市	岐阜県	203	高山市
岐阜県	204	多治見市	岐阜県	204	多治見市	岐阜県	204	多治見市
岐阜県	205	関市	岐阜県	205	関市	岐阜県	205	関市
岐阜県	206	中津川市	岐阜県	206	中津川市	岐阜県	206	中津川市
岐阜県	210	恵那市	岐阜県	210	恵那市	岐阜県	210	恵那市
岐阜県	211	美濃加茂市	岐阜県	211	美濃加茂市	岐阜県	211	美濃加茂市
岐阜県	212	土岐市	岐阜県	212	土岐市	岐阜県	212	土岐市
岐阜県	213	各務原市	岐阜県	213	各務原市	岐阜県	213	各務原市
岐阜県	214	可児市	岐阜県	214	可児市	岐阜県	214	可児市
岐阜県	216	瑞穂市	岐阜県	216	瑞穂市	岐阜県	216	瑞穂市
岐阜県	218	本巣市	岐阜県	218	本巣市	岐阜県	218	本巣市
岐阜県	219	郡上市	岐阜県	219	郡上市	岐阜県	219	郡上市
岐阜県	221	海津市	岐阜県	221	海津市	岐阜県	221	海津市
岐阜県	341	養老郡 養老町	岐阜県	341	養老郡 養老町	岐阜県	341	養老郡 養老町
岐阜県	383	安八郡 安八町	岐阜県	383	安八郡 安八町	岐阜県	383	安八郡 安八町
岐阜県	403	揖斐郡 大野町	岐阜県	403	揖斐郡 大野町	岐阜県	403	揖斐郡 大野町
岐阜県	505	加茂郡 八百津町	岐阜県	505	加茂郡 八百津町	岐阜県	505	加茂郡 八百津町
岐阜県	507	加茂郡 東白川村	岐阜県	507	加茂郡 東白川村	岐阜県	507	加茂郡 東白川村

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

22 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
静岡県	101	静岡市 葵区	静岡県	101	静岡市 葵区	静岡県	101	静岡市 葵区
静岡県	102	静岡市 駿河区	静岡県	102	静岡市 駿河区	静岡県	102	静岡市 駿河区
静岡県	103	静岡市 清水区	静岡県	103	静岡市 清水区	静岡県	103	静岡市 清水区
静岡県	131	浜松市 中区	静岡県	131	浜松市 中区	静岡県	131	浜松市 中区
静岡県	132	浜松市 東区	静岡県	132	浜松市 東区	静岡県	132	浜松市 東区
静岡県	133	浜松市 西区	静岡県	133	浜松市 西区	静岡県	133	浜松市 西区
静岡県	134	浜松市 南区	静岡県	134	浜松市 南区	静岡県	134	浜松市 南区
静岡県	135	浜松市 北区	静岡県	135	浜松市 北区	静岡県	135	浜松市 北区
静岡県	136	浜松市 浜北区	静岡県	136	浜松市 浜北区	静岡県	136	浜松市 浜北区
静岡県	203	沼津市	静岡県	203	沼津市	静岡県	203	沼津市
静岡県	206	三島市	静岡県	206	三島市	静岡県	206	三島市
静岡県	207	富士宮市	静岡県	207	富士宮市	静岡県	207	富士宮市
静岡県	210	富士市	静岡県	210	富士市	静岡県	210	富士市
静岡県	211	磐田市	静岡県	211	磐田市	静岡県	211	磐田市
静岡県	212	焼津市	静岡県	212	焼津市	静岡県	212	焼津市
静岡県	213	掛川市	静岡県	213	掛川市	静岡県	213	掛川市
静岡県	214	藤枝市	静岡県	214	藤枝市	静岡県	214	藤枝市
静岡県	219	下田市	静岡県	219	下田市	静岡県	219	下田市
静岡県	220	裾野市	静岡県	220	裾野市	静岡県	220	裾野市
静岡県	224	菊川市	静岡県	224	菊川市	静岡県	224	菊川市
静岡県	225	伊豆の国市	静岡県	225	伊豆の国市	静岡県	225	伊豆の国市
静岡県	226	牧之原市	静岡県	226	牧之原市	静岡県	226	牧之原市
静岡県	305	賀茂郡 松崎町	静岡県	305	賀茂郡 松崎町	静岡県	305	賀茂郡 松崎町
静岡県	325	田方郡 函南町	静岡県	325	田方郡 函南町	静岡県	325	田方郡 函南町
静岡県	424	榛原郡 吉田町	静岡県	424	榛原郡 吉田町	静岡県	424	榛原郡 吉田町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

23 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
愛知県	101	名古屋市 千種区	愛知県	224	知多市			
愛知県	103	名古屋市 北区	愛知県	225	知立市			
愛知県	104	名古屋市 西区	愛知県	226	尾張旭市			
愛知県	105	名古屋市中村区	愛知県	231	田原市			
愛知県	106	名古屋市中区	愛知県	232	愛西市			
愛知県	107	名古屋市 昭和区	愛知県	234	北名古屋市			
愛知県	108	名古屋市 瑞穂区	愛知県	236	みよし市			
愛知県	110	名古屋市中川区	愛知県	237	あま市			
愛知県	111	名古屋港区	愛知県	362	丹羽郡 扶桑町			
愛知県	113	名古屋守山区	愛知県	501	額田郡 幸田町			
愛知県	114	名古屋市 緑区						
愛知県	116	名古屋市 天白区						
愛知県	201	豊橋市						
愛知県	202	岡崎市						
愛知県	203	一宮市						
愛知県	204	瀬戸市						
愛知県	205	半田市						
愛知県	206	春日井市						
愛知県	207	豊川市						
愛知県	208	津島市						
愛知県	209	碧南市						
愛知県	211	豊田市						
愛知県	212	安城市						
愛知県	213	西尾市						
愛知県	214	蒲郡市						
愛知県	216	常滑市						
愛知県	217	江南市						
愛知県	219	小牧市						
愛知県	220	稲沢市						
愛知県	223	大府市						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

24 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
------	-----	-------	------	-----	-------	------	-----	-------

三重県	201	津市						
三重県	202	四日市市						
三重県	203	伊勢市						
三重県	204	松阪市						
三重県	205	桑名市						
三重県	207	鈴鹿市						
三重県	208	名張市						
三重県	209	尾鷲市						
三重県	210	龜山市						
三重県	212	熊野市						

三重県	214	いなべ市						
三重県	215	志摩市						
三重県	216	伊賀市						
三重県	341	三重郡 菟野町						
三重県	442	多気郡 明和町						
三重県	543	北牟婁郡 紀北町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
滋賀県	201	大津市						
滋賀県	202	彦根市						
滋賀県	203	長浜市						
滋賀県	204	近江八幡市						
滋賀県	206	草津市						
滋賀県	207	守山市						
滋賀県	208	栗東市						
滋賀県	209	甲賀市						
滋賀県	210	野洲市						
滋賀県	212	高島市						
滋賀県	213	東近江市						
滋賀県	425	愛知郡 愛荘町						
滋賀県	441	犬上郡 豊郷町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

26 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
京都府	101	京都市 北区	京都府	101	京都市 北区	京都府	101	京都市 北区
京都府	102	京都市 上京区	京都府	102	京都市 上京区	京都府	102	京都市 上京区
京都府	104	京都市 中京区	京都府	104	京都市 中京区	京都府	104	京都市 中京区
京都府	106	京都市 下京区	京都府	106	京都市 下京区	京都府	106	京都市 下京区
京都府	107	京都市 南区	京都府	107	京都市 南区	京都府	107	京都市 南区
京都府	108	京都市 右京区	京都府	108	京都市 右京区	京都府	108	京都市 右京区
京都府	109	京都市 伏見区	京都府	109	京都市 伏見区	京都府	109	京都市 伏見区
京都府	110	京都市 山科区	京都府	110	京都市 山科区	京都府	110	京都市 山科区
京都府	201	福知山市	京都府	201	福知山市	京都府	201	福知山市
京都府	202	舞鶴市	京都府	202	舞鶴市	京都府	202	舞鶴市
京都府	204	宇治市	京都府	204	宇治市	京都府	204	宇治市
京都府	206	亀岡市	京都府	206	亀岡市	京都府	206	亀岡市
京都府	207	城陽市	京都府	207	城陽市	京都府	207	城陽市
京都府	208	向日市	京都府	208	向日市	京都府	208	向日市
京都府	209	長岡京市	京都府	209	長岡京市	京都府	209	長岡京市
京都府	210	八幡市	京都府	210	八幡市	京都府	210	八幡市
京都府	211	京田辺市	京都府	211	京田辺市	京都府	211	京田辺市
京都府	212	京丹後市	京都府	212	京丹後市	京都府	212	京丹後市
京都府	366	相楽郡 精華町	京都府	366	相楽郡 精華町	京都府	366	相楽郡 精華町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

27 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
大阪府	102	大阪市 都島区	大阪府	210	枚方市	大阪府		
大阪府	104	大阪市 此花区	大阪府	211	茨木市	大阪府		
大阪府	106	大阪市 西区	大阪府	212	八尾市	大阪府		
大阪府	108	大阪市 大正区	大阪府	213	泉佐野市	大阪府		
大阪府	109	大阪市 天王寺区	大阪府	215	寝屋川市	大阪府		
大阪府	111	大阪市 浪速区	大阪府	216	河内長野市	大阪府		
大阪府	114	大阪市 東淀川区	大阪府	217	松原市	大阪府		
大阪府	115	大阪市 東成区	大阪府	218	大東市	大阪府		
大阪府	116	大阪市 生野区	大阪府	221	柏原市	大阪府		
大阪府	117	大阪市 旭区	大阪府	222	羽曳野市	大阪府		
大阪府	119	大阪市 阿倍野区	大阪府	227	東大阪市	大阪府		
大阪府	120	大阪市 住吉区	大阪府	228	泉南市	大阪府		
大阪府	121	大阪市 東住吉区	大阪府	230	交野市	大阪府		
大阪府	123	大阪市 淀川区						
大阪府	124	大阪市 鶴見区						
大阪府	125	大阪市 住之江区						
大阪府	126	大阪市 平野区						
大阪府	127	大阪市 北区						
大阪府	128	大阪市 中央区						
大阪府	141	堺市 堺区						
大阪府	143	堺市 東区						
大阪府	144	堺市 西区						
大阪府	147	堺市 美原区						
大阪府	202	岸和田市						
大阪府	203	豊中市						
大阪府	204	池田市						
大阪府	205	吹田市						
大阪府	206	泉大津市						
大阪府	207	高槻市						
大阪府	209	守口市						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

28 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
兵庫県	101	神戸市 東灘区						
兵庫県	102	神戸市 灘区						
兵庫県	105	神戸市 兵庫区						
兵庫県	106	神戸市 長田区						
兵庫県	107	神戸市 須磨区						
兵庫県	108	神戸市 垂水区						
兵庫県	109	神戸市 北区						
兵庫県	110	神戸市 中央区						
兵庫県	111	神戸市 西区						
兵庫県	201	姫路市						
兵庫県	202	尼崎市						
兵庫県	203	明石市						
兵庫県	204	西宮市						
兵庫県	206	芦屋市						
兵庫県	207	伊丹市						
兵庫県	208	相生市						
兵庫県	210	加古川市						
兵庫県	213	西脇市						
兵庫県	215	三木市						
兵庫県	216	高砂市						
兵庫県	217	川西市						
兵庫県	219	三田市						
兵庫県	220	加西市						
兵庫県	223	丹波市						
兵庫県	224	南あわじ市						
兵庫県	228	加東市						
兵庫県	365	多可郡 多可町						
兵庫県	501	佐用郡 佐用町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

29 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
奈良県	201	奈良市						
奈良県	202	大和高田市						
奈良県	203	大和郡山市						
奈良県	204	天理市						
奈良県	205	橿原市						
奈良県	206	桜井市						
奈良県	207	五條市						
奈良県	208	御所市						
奈良県	209	生駒市						
奈良県	210	香芝市						
奈良県	211	葛城市						
奈良県	212	宇陀市						
奈良県	322	山辺郡 山添村						
奈良県	344	生駒郡 斑鳩町						
奈良県	362	磯城郡 三宅町						
奈良県	363	磯城郡 田原本町						
奈良県	426	北葛城郡 広陵町						
奈良県	443	吉野郡 下市町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

30 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
和歌山県	201	和歌山市						
和歌山県	202	海南市						
和歌山県	203	橋本市						
和歌山県	204	有田市						
和歌山県	205	御坊市						
和歌山県	206	田辺市						
和歌山県	207	新宮市						
和歌山県	208	紀の川市						
和歌山県	209	岩出市						
和歌山県	304	海草郡 紀美野町						
和歌山県	344	伊都郡 高野町						
和歌山県	361	有田郡 湯淺町						
和歌山県	392	日高郡 日高川町						
和歌山県	401	西牟婁郡 白浜町						
和歌山県	404	西牟婁郡 上富田町						
和歌山県	428	東牟婁郡 串本町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

31 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
鳥取県	201	鳥取市						
鳥取県	202	米子市						
鳥取県	203	倉吉市						
鳥取県	204	境港市						
鳥取県	329	八頭郡 八頭町						
鳥取県	364	東伯郡 三朝町						
鳥取県	370	東伯郡 湯梨浜町						
鳥取県	371	東伯郡 琴浦町						
鳥取県	372	東伯郡 北栄町						
鳥取県	386	西伯郡 大山町						
鳥取県	390	西伯郡 伯耆町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

32 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
島根県	201	松江市						
島根県	202	浜田市						
島根県	203	出雲市						
島根県	204	益田市						
島根県	205	大田市						
島根県	206	安来市						
島根県	207	江津市						
島根県	209	雲南市						
島根県	501	鹿足郡						津和野町
島根県	528	隠岐郡						隠岐の島町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

33 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
岡山県	101	岡山市 北区						
岡山県	102	岡山市 中区						
岡山県	103	岡山市 東区						
岡山県	104	岡山市 南区						
岡山県	202	倉敷市						
岡山県	203	津山市						
岡山県	205	笠岡市						
岡山県	208	総社市						
岡山県	209	高梁市						
岡山県	210	新見市						
岡山県	213	赤磐市						
岡山県	214	真庭市						
岡山県	216	浅口市						
岡山県	445	浅口郡 里庄町						
岡山県	622	勝田郡 勝央町						
岡山県	681	加賀郡 吉備中央町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

34 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
広島県	101	広島市 中区	広島県	101	広島市 中区	広島県	101	広島市 中区
広島県	103	広島市 南区	広島県	103	広島市 南区	広島県	103	広島市 南区
広島県	104	広島市 西区	広島県	104	広島市 西区	広島県	104	広島市 西区
広島県	105	広島市 安佐南区	広島県	105	広島市 安佐南区	広島県	105	広島市 安佐南区
広島県	106	広島市 安佐北区	広島県	106	広島市 安佐北区	広島県	106	広島市 安佐北区
広島県	107	広島市 安芸区	広島県	107	広島市 安芸区	広島県	107	広島市 安芸区
広島県	108	広島市 佐伯区	広島県	108	広島市 佐伯区	広島県	108	広島市 佐伯区
広島県	202	呉市	広島県	202	呉市	広島県	202	呉市
広島県	204	三原市	広島県	204	三原市	広島県	204	三原市
広島県	205	尾道市	広島県	205	尾道市	広島県	205	尾道市
広島県	207	福山市	広島県	207	福山市	広島県	207	福山市
広島県	208	府中市	広島県	208	府中市	広島県	208	府中市
広島県	209	三次市	広島県	209	三次市	広島県	209	三次市
広島県	212	東広島市	広島県	212	東広島市	広島県	212	東広島市
広島県	215	江田島市	広島県	215	江田島市	広島県	215	江田島市
広島県	302	安芸郡 府中町	広島県	302	安芸郡 府中町	広島県	302	安芸郡 府中町
広島県	304	安芸郡 海田町	広島県	304	安芸郡 海田町	広島県	304	安芸郡 海田町
広島県	431	豊田郡 大崎上島町	広島県	431	豊田郡 大崎上島町	広島県	431	豊田郡 大崎上島町
広島県	462	世羅郡 世羅町	広島県	462	世羅郡 世羅町	広島県	462	世羅郡 世羅町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

35 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
山口県	201	下関市						
山口県	202	宇都市						
山口県	203	山口市						
山口県	204	萩市						
山口県	207	下松市						
山口県	208	岩国市						
山口県	210	光市						
山口県	213	美祿市						
山口県	215	周南市						
山口県	341	熊毛郡 上関町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

36 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
徳島県	201	徳島市						
徳島県	202	鳴門市						
徳島県	203	小松島市						
徳島県	204	阿南市						
徳島県	205	吉野川市						
徳島県	206	阿波市						
徳島県	207	美馬市						
徳島県	208	三好市						
徳島県	341	名西郡 海部郡						
徳島県	383	海部郡 牟岐町						
徳島県	402	板野郡 北島町						
徳島県	403	板野郡 藍住町						
徳島県	405	板野郡 上板町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

37 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
香川県	201	高松市						
香川県	202	丸亀市						
香川県	203	坂出市						
香川県	204	善通寺市						
香川県	205	観音寺市						
香川県	206	さぬき市						
香川県	207	東かがわ市						
香川県	208	三豊市						
香川県	322	小豆郡 土庄町						
香川県	341	木田郡 三木町						
香川県	386	綾歌郡 宇多津町						
香川県	387	綾歌郡 綾川町						
香川県	404	仲多度郡 多度津町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

38 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
愛媛県	201	松山市						
愛媛県	202	今治市						
愛媛県	203	宇和島市						
愛媛県	205	新居浜市						
愛媛県	206	西条市						
愛媛県	210	伊予市						
愛媛県	213	四国中央市						
愛媛県	214	西予市						
愛媛県	215	東温市						
愛媛県	484	北宇和郡 松野町						
愛媛県	488	北宇和郡 鬼北町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

39 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
高知県	201	高知市						
高知県	204	南国市						
高知県	205	土佐市						
高知県	206	須崎市						
高知県	208	宿毛市						
高知県	210	四万十市						
高知県	211	香南市						
高知県	303	安芸郡 田野町						
高知県	341	長岡郡 本山町						
高知県	412	高岡郡 四万十町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

40 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
福岡県	101	北九州市 門司区	福岡県	447	朝倉郡 筑前町			
福岡県	106	北九州市 小倉北区	福岡県	503	三井郡 大刀洗町			
福岡県	107	北九州市 小倉南区	福岡県	621	京都郡 珂田町			
福岡県	109	北九州市 八幡西区						
福岡県	131	福岡市 東区						
福岡県	132	福岡市 博多区						
福岡県	133	福岡市 中央区						
福岡県	134	福岡市 南区						
福岡県	135	福岡市 西区						
福岡県	136	福岡市 城南区						
福岡県	137	福岡市 早良区						
福岡県	202	大牟田市						
福岡県	203	久留米市						
福岡県	204	直方市						
福岡県	205	飯塚市						
福岡県	210	八女市						
福岡県	211	筑後市						
福岡県	212	大川市						
福岡県	213	行橋市						
福岡県	215	中間市						
福岡県	219	大野城市						
福岡県	220	宗像市						
福岡県	221	太宰府市						
福岡県	223	古賀市						
福岡県	225	うきは市						
福岡県	228	朝倉市						
福岡県	230	糸島市						
福岡県	231	那珂川市						
福岡県	402	鞍手町						
福岡県	421	嘉穂郡 桂川町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

41 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
佐賀県	201	佐賀市						
佐賀県	202	唐津市						
佐賀県	203	鳥栖市						
佐賀県	204	多久市						
佐賀県	205	伊万里市						
佐賀県	207	鹿島市						
佐賀県	208	小城市						
佐賀県	209	嬉野市						
佐賀県	210	神埼市						
佐賀県	345	三養基郡 上峰町						
佐賀県	346	三養基郡 みやき町						
佐賀県	401	西松浦郡 有田町						
佐賀県	425	杵島郡 白石町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

42 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
長崎県	201	長崎市						
長崎県	202	佐世保市						
長崎県	203	島原市						
長崎県	204	諫早市						
長崎県	205	大村市						
長崎県	207	平戸市						
長崎県	209	対馬市						
長崎県	210	壱岐市						
長崎県	211	五島市						
長崎県	212	西海市						
長崎県	214	南島原市						
長崎県	323	東彼杵郡						
長崎県	411	南松浦郡						
		波佐見町						
		新上五島町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

43 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
熊本県	101	熊本市 中央区						
熊本県	102	熊本市 東区						
熊本県	103	熊本市 西区						
熊本県	104	熊本市 南区						
熊本県	105	熊本市 北区						
熊本県	202	八代市						
熊本県	203	人吉市						
熊本県	204	荒尾市						
熊本県	208	山鹿市						
熊本県	210	菊池市						
熊本県	212	上天草市						
熊本県	213	宇城市						
熊本県	214	阿蘇市						
熊本県	215	天草市						
熊本県	424	阿蘇郡 小国町						
熊本県	432	阿蘇郡 西原村						
熊本県	441	上益城郡 御船町						
熊本県	482	葦北郡 芦北町						
熊本県	505	球磨郡 多良木町						
熊本県	510	球磨郡 相良村						
熊本県	514	球磨郡 あさぎ町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

44 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
大分県	201	大分市						
大分県	202	別府市						
大分県	203	中津市						
大分県	204	日田市						
大分県	205	佐伯市						
大分県	206	臼杵市						
大分県	207	津久埜市						
大分県	208	竹田市						
大分県	209	豊後高田市						
大分県	211	宇佐市						
大分県	212	豊後大野市						
大分県	213	由布市						
大分県	341	速見郡 日出町						
大分県	462	玖珠郡 玖珠町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

45 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
宮崎県	201	宮崎市						
宮崎県	202	都城市						
宮崎県	203	延岡市						
宮崎県	204	日南市						
宮崎県	206	日向市						
宮崎県	207	串間市						
宮崎県	208	西都市						
宮崎県	382	東諸県郡 国富町						
宮崎県	429	東臼杵郡 諸塚村						
宮崎県	430	東臼杵郡 椎葉村						
宮崎県	441	西臼杵郡 高千穂町						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

46 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
鹿児島県	201	鹿児島市	鹿児島県	201	鹿児島市	鹿児島県	201	鹿児島市
鹿児島県	203	鹿屋市	鹿児島県	203	鹿屋市	鹿児島県	203	鹿屋市
鹿児島県	204	枕崎市	鹿児島県	204	枕崎市	鹿児島県	204	枕崎市
鹿児島県	208	出水市	鹿児島県	208	出水市	鹿児島県	208	出水市
鹿児島県	210	指宿市	鹿児島県	210	指宿市	鹿児島県	210	指宿市
鹿児島県	213	西之表市	鹿児島県	213	西之表市	鹿児島県	213	西之表市
鹿児島県	214	垂水市	鹿児島県	214	垂水市	鹿児島県	214	垂水市
鹿児島県	215	薩摩川内市	鹿児島県	215	薩摩川内市	鹿児島県	215	薩摩川内市
鹿児島県	217	曾於市	鹿児島県	217	曾於市	鹿児島県	217	曾於市
鹿児島県	218	霧島市	鹿児島県	218	霧島市	鹿児島県	218	霧島市
鹿児島県	219	いちき串木野市	鹿児島県	219	いちき串木野市	鹿児島県	219	いちき串木野市
鹿児島県	220	南さつま市	鹿児島県	220	南さつま市	鹿児島県	220	南さつま市
鹿児島県	221	志布志市	鹿児島県	221	志布志市	鹿児島県	221	志布志市
鹿児島県	222	奄美市	鹿児島県	222	奄美市	鹿児島県	222	奄美市
鹿児島県	223	南九州市	鹿児島県	223	南九州市	鹿児島県	223	南九州市
鹿児島県	225	始良市	鹿児島県	225	始良市	鹿児島県	225	始良市
鹿児島県	492	肝属郡 肝付町	鹿児島県	492	肝属郡 肝付町	鹿児島県	492	肝属郡 肝付町
鹿児島県	505	鹿毛郡 屋久島町	鹿児島県	505	鹿毛郡 屋久島町	鹿児島県	505	鹿毛郡 屋久島町
鹿児島県	527	大島郡 龍郷町	鹿児島県	527	大島郡 龍郷町	鹿児島県	527	大島郡 龍郷町
鹿児島県	530	大島郡 徳之島町	鹿児島県	530	大島郡 徳之島町	鹿児島県	530	大島郡 徳之島町
鹿児島県	533	大島郡 和泊町	鹿児島県	533	大島郡 和泊町	鹿児島県	533	大島郡 和泊町
鹿児島県	534	大島郡 知名町	鹿児島県	534	大島郡 知名町	鹿児島県	534	大島郡 知名町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

2023年 5月

47 / 47

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
沖縄県	201	那覇市						
沖縄県	205	宜野湾市						
沖縄県	207	石垣市						
沖縄県	208	浦添市						
沖縄県	209	名護市						
沖縄県	210	糸満市						
沖縄県	211	沖縄市						
沖縄県	212	豊見城市						
沖縄県	213	うるま市						
沖縄県	214	宮古島市						
沖縄県	308	国頭郡 本部町						
沖縄県	325	中頭郡 嘉手納町						
沖縄県	327	中頭郡 北中城村						
沖縄県	329	中頭郡 西原町						
沖縄県	350	島尻郡 南風原町						
沖縄県	362	島尻郡 八重瀬町						

事業所の皆さまへ
～集まれば大きな力に統計調査～

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査(雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用労働者1~4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

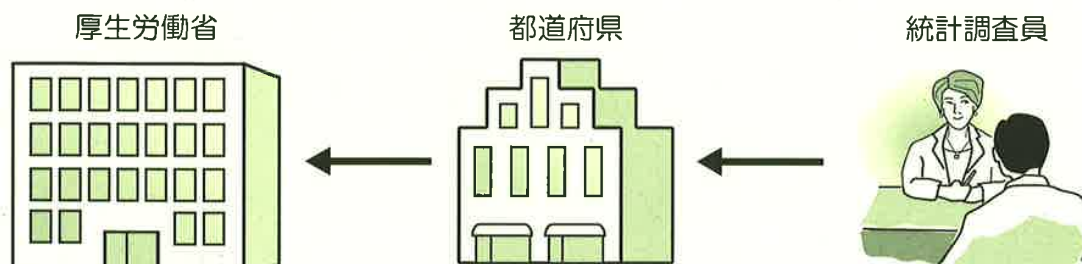
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

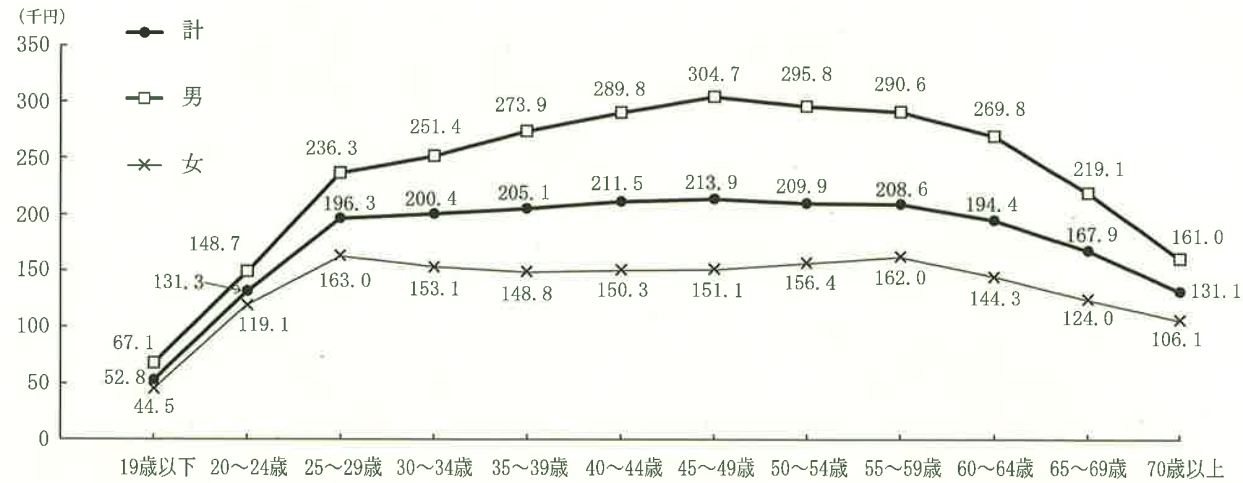
調査の流れ



令和4年毎月勤労統計調査特別調査の結果から

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(令和4年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



◎きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移

(事業所規模1～4人、調査産業計)

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾ 円	特別に支払われた現金給与額 ²⁾ 円	出勤日数 ¹⁾ 日	通常日1日の実労働時間 ¹⁾ 時間	勤続年数 ³⁾ 年	短時間労働者の割合 ³⁾ %
平成24年	188,928	191,400	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	201,808	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	208,488	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	216,965	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	227,206	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	227,457	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	235,684	19.9	7.0	12.0	30.1
令和元 ⁴⁾ 2	197,196	247,634	19.8	6.9	12.0	30.9
3	199,902	253,157	19.3	6.8	12.6	31.3
4	203,079	258,268	19.2	6.8	12.8	31.3

注：1) 各年7月の数値である。
 2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。
 3) 各年7月末日現在の数値である。
 4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間 (令和4年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する現金給与額 円	出勤日数 日	通常日1日の実労働時間 時間
全 国	203,079	19.2	6.8
北 海 道	207,208	20.2	6.9
青 森 県	207,372	20.5	7.3
岩 手 県	185,320	20.0	6.8
宮 城 県	203,949	19.3	6.9
秋 田 県	188,338	20.1	6.9
山 形 県	181,148	20.2	7.0
福 島 県	207,376	20.6	7.2
茨 城 県	202,153	19.7	7.0
栃 木 県	199,559	19.4	6.8
群 馬 県	195,051	19.1	6.8
埼 玉 県	213,610	19.1	6.7
千 葉 県	206,778	18.3	6.5
東 京 都	236,076	18.3	7.0
神 奈 川 県	222,162	18.4	6.8
新 潟 県	200,345	20.3	6.9
富 山 県	197,959	19.9	6.8
石 川 県	192,719	19.4	6.9
福 井 県	194,764	19.9	7.0
山 梨 県	195,716	19.3	6.9
長 野 県	198,035	19.5	7.0
岐 阜 県	185,746	19.3	6.6
静 岡 県	213,981	19.4	7.0
愛 知 県	211,626	18.7	6.7
三 重 県	188,801	18.8	6.8
滋 賀 県	187,593	18.5	6.7
京 都 府	187,479	18.8	6.5
大 阪 府	213,166	18.6	6.8
兵 庫 県	181,944	18.5	6.6
奈 良 県	181,828	18.0	6.8
和 歌 山 県	187,006	19.5	6.6
鳥 取 県	186,640	19.6	6.9
島 根 県	182,126	19.1	7.0
岡 山 県	195,775	19.2	6.8
広 島 県	202,346	19.2	6.8
山 口 県	182,214	19.2	6.6
徳 島 県	202,745	19.7	6.9
香 川 県	209,372	20.0	7.0
愛 媛 県	188,999	20.4	6.8
高 知 県	168,886	19.3	6.7
福 岡 県	214,662	19.6	7.1
佐 賀 県	183,222	19.9	6.8
長 崎 県	175,660	20.6	6.8
熊 本 県	186,536	20.1	6.8
大 分 県	183,554	20.1	6.9
宮 崎 県	186,381	19.8	6.9
鹿 児 島 県	186,851	19.8	6.9
沖 縄 県	172,020	19.9	7.0

注：令和4年7月末日の数値である。



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらうことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7631,7605

(調査の企画に関すること)内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

毎月勤労統計調査特別調査票

(令和 年 7 月 分)

厚生労働省



1 事業所名 (電話) 局 番

都道府県番号 調査区番号 事業所一連番号 ※産業分類番号 企業規模番号

大 中

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。) 3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。)

4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。 5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の常用労働者数は、何人ですか。該当する番号を○で囲んでください。

人 (1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人

常用労働者については、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。 次の者は除きます。 ○事業主又は法人の代表者 ○無給の家族従業者

1 氏名又は符号	2 性		3 通住の別 (注)		4 家族労働者であるかどうかの別		5 年齢 (1年未満の歳は切り捨ててください)	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業すれば1日に含めさせていただきます。給休暇は含めません。)	8 1日の労働時間 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまつて支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3か月を起える期間で算定される給与、ペーパーズアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまつて支給する給与は含みません。)
	男	女	通	住	家族	家族以外						
1	1	2	1	2	1	2	歳	年	日	時間	百万 千 百 十 万 千 百 円	百万 千 百 十 万 千 百 円
2	1	2	1	2	1	2						
3	1	2	1	2	1	2						
4	1	2	1	2	1	2						

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考

面接者氏名

調査票作成年月日

年 月 日

統 計 調 査 員 印

※印刷は記入しないでください。この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々は、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査 特別調査

年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



毎月勤労統計調査特別調査イメージキャラクター
「とくちゃん」



事業所の皆さまへ

令和5年 毎月勤労統計調査 特別調査の準備のための調査のお願い

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定

統計調査員

<準備のための調査>
調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての事業所に対して
常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、
家族労働者であるかどうかの別、年齢、
勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、
年間の特別給与額
について調査いたします。

統計を作成する目的以外に使用することは絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

調査対象になった事業所は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方で調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること) 内線7631、7605

(調査の企画に関すること) 内線7609、7610

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



政府統計

令和 5 年 1 月 27 日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 野口 智明

室長補佐 前原 庸司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

—令和 4 年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1	調査の概要	1 ページ
2	結果の概要	3 ページ
	(1) 賃金	3 ページ
	(2) 出勤日数と労働時間	5 ページ
	(3) 雇用	7 ページ
3	付表	9 ページ

令和 4 年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、平成26年経済センサス-基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和4年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間）の状況について、令和4年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省－都道府県－調査員－報告者

収集：報告者－調査員－都道府県－厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 22,176 事業所 有効回答数 18,741 事業所

有効回答率 84.5%

(8) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は

表章単位の数値から算出している。

ウ 4ページの第2図及び第3表は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

a 期間を定めずに雇われている者

b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含まないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

ケ 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を、出勤日数に1日の実労働時間数を乗じて得た時間数で除して算出している。

2 結果の概要

(1) 賃金

ア きまって支給する現金給与額

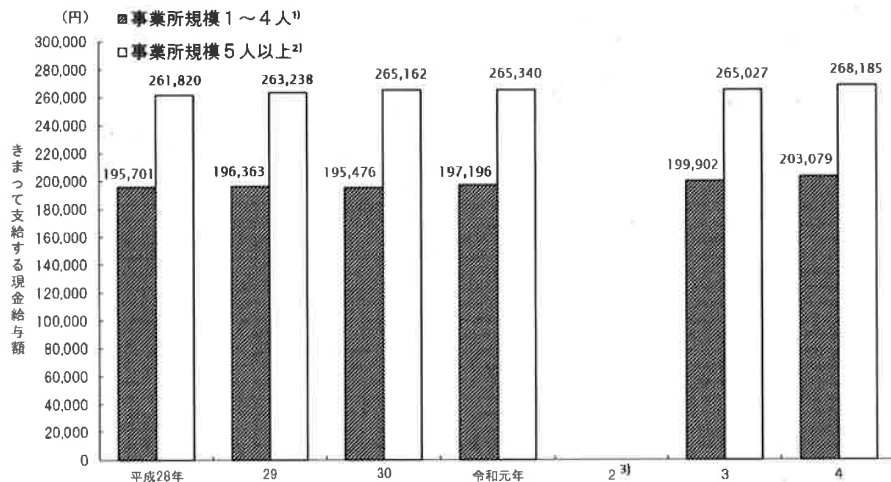
事業所規模1～4人の事業所について、令和4年7月におけるきまって支給する現金給与額は、調査産業計が203,079円で前年比1.6%増となった。

男女別にみると、男は270,216円で前年比1.4%増、女は152,984円で同1.6%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が268,871円と最も高く、次いで「製造業」が216,745円、「卸売業、小売業」が204,584円、「医療、福祉」が193,887円、「生活関連サービス業、娯楽業」が157,394円、「宿泊業、飲食サービス業」が115,793円となった。（第1図、第1表）

また、1時間当たりきまって支給する現金給与額は、調査産業計が1,531円で前年比0.1%増となった。男女別にみると、男は1,764円で前年比0.3%減、女は1,357円で同0.4%増となった。（第2表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移（調査産業計）



注：1) 事業所規模1～4人は各年7月の数値である。

2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。

3) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円となっている。

また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきまって支給する現金給与額は262,474円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

性・主な産業	事業所規模1～4人		（参考）事業所規模5人以上 ¹⁾		5人以上=100としたときの比率
	円	前年比 ²⁾ %	円	前年比 ²⁾ %	
調査産業計	203,079	1.6	268,185	1.2	75.7
男	270,216	1.4	336,735	1.1	80.2
女	152,984	1.6	193,010	2.2	79.3
建設業	268,871	3.0	352,309	1.6	76.3
製造業	216,745	5.6	311,659	0.0	69.5
卸売業、小売業	204,584	0.4	241,826	1.1	84.6
宿泊業、飲食サービス業	115,793	-0.7	122,895	8.4	94.2
生活関連サービス業、娯楽業	157,394	3.4	195,970	2.7	80.3
医療、福祉	193,887	3.1	258,095	2.3	75.1

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和4年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

第2表 性別1時間当たりきまって支給する現金給与額（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和4年7月

性	実額		前年比
	円	%	
計	1,531	0.1	
男	1,764	-0.3	
女	1,357	0.4	

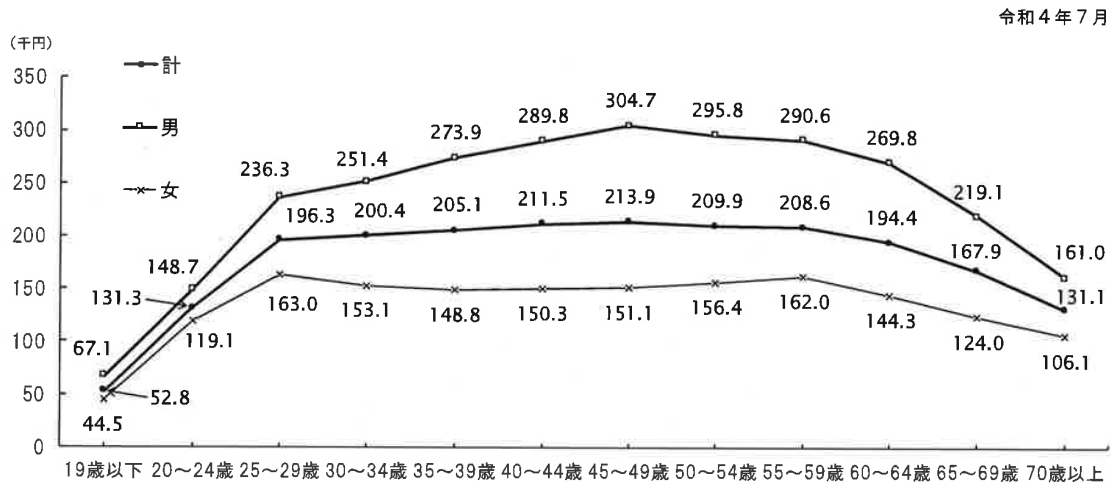
イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

企業規模1～4人の事業所における令和4年7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は25～29歳まで上昇しているが、30歳から59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。

男女別にみると、男は45～49歳まで上昇しているが、50～54歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの25～29歳まで上昇しているが、30歳から59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。（第2図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第3表）。

第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）



第3表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人）

令和4年7月 (単位：円)

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	190,535	254,767	143,444	259,309	204,524	180,443	107,691	155,492	181,683
19歳以下	52,750	67,071	44,510	169,023	x	49,482	36,149	113,570	47,999
20～24歳	131,325	148,655	119,113	214,490	187,245	136,803	59,630	159,111	178,928
25～29歳	196,348	236,326	162,991	266,730	226,013	201,041	109,716	192,684	196,750
30～34歳	200,433	251,399	153,127	261,834	234,734	180,772	130,234	177,650	189,022
35～39歳	205,098	273,931	148,757	287,208	215,219	197,093	144,778	167,543	179,875
40～44歳	211,478	289,841	150,312	292,439	235,830	196,436	137,763	167,202	176,709
45～49歳	213,924	304,680	151,072	287,970	263,347	206,248	122,518	160,966	191,683
50～54歳	209,881	295,770	156,368	282,254	222,520	206,820	129,556	157,249	194,992
55～59歳	208,601	290,618	161,987	282,102	224,436	203,492	108,504	163,966	185,739
60～64歳	194,422	269,806	144,258	259,333	198,119	185,144	98,422	136,878	180,934
65～69歳	167,938	219,106	123,981	204,508	173,609	141,335	88,734	115,396	178,371
70歳以上	131,145	160,982	106,127	167,426	138,842	125,273	81,282	93,251	127,459
勤 続 年 数 計	190,535	254,767	143,444	259,309	204,524	180,443	107,691	155,492	181,683
0年	142,549	195,616	112,517	194,722	137,860	138,826	78,850	139,765	155,386
1年	156,737	220,282	117,784	246,302	189,875	138,709	95,168	162,226	149,023
2年	168,395	222,075	134,290	232,258	171,696	167,580	112,525	155,437	162,036
3～4年	169,803	232,816	129,557	237,819	187,814	172,737	100,282	154,037	165,967
5～9年	186,883	257,103	139,472	266,672	207,903	165,634	111,277	160,169	178,168
10～14年	197,531	260,019	151,709	263,041	208,985	183,563	110,165	157,169	196,612
15～19年	216,660	285,126	160,364	274,374	228,666	205,649	123,886	162,160	190,835
20～29年	227,680	295,971	168,809	291,634	235,095	217,346	125,778	160,588	210,924
30年以上	198,425	247,264	152,937	240,776	186,573	178,347	138,235	140,736	222,125
平均年齢(歳)	50.7	50.7	50.8	50.5	55.1	52.7	47.7	46.4	48.2
平均勤続年数(年)	13.6	14.9	12.7	16.1	18.6	15.9	9.2	12.4	10.4

注：「x」は、調査客体が少ないため公表しない。

ウ 特別に支払われた現金給与額

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が258,268円で前年比2.0%増となった。

男女別にみると、男は372,165円で前年比2.9%増、女は171,600円で同0.5%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が308,367円と最も高く、次いで、「卸売業、小売業」が268,211円、「医療、福祉」が262,254円、「製造業」が220,165円、「生活関連サービス業、娯楽業」が61,983円、「宿泊業、飲食サービス業」が34,688円となった。（第4表）

第4表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

性・主な産業	実 額		支給割合 ¹⁾	
	円	前年比 %	か月分	前年差 か月分
調 査 産 業 計	258,268	2.0	1.27	0.00
男	372,165	2.9	1.38	0.02
女	171,600	0.5	1.12	-0.01
建 設 業	308,367	1.6	1.15	-0.01
製 造 業	220,165	14.2	1.02	0.08
卸 売 業 , 小 売 業	268,211	7.2	1.31	0.08
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	34,688	-22.7	0.30	-0.08
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	61,983	6.3	0.39	0.01
医 療 , 福 祉	262,254	-1.7	1.35	-0.07

注：令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者1人当たりの令和4年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

令和4年7月における出勤日数は、調査産業計が19.2日で前年より0.1日減少となった。

男女別にみると、男は20.8日で前年より0.1日増加となり、女は18.1日で同0.1日減少となった。（第3図、第5表）

イ 労働時間

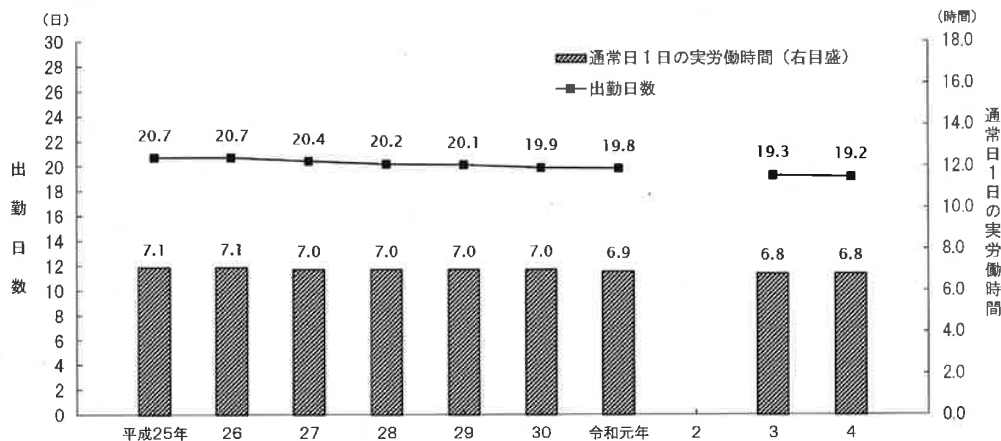
令和4年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が6.8時間で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は7.5時間で前年と同水準となり、女は6.3時間で前年と同水準となった。

（第3図、第5表）

通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で4時間以下が13.9%、5時間が8.6%、6時間が8.8%、7時間が16.8%、8時間が44.9%、9時間以上が6.9%となった（第6表）。

第3図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



注：各年7月の数値である。

令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間となっている。

第5表 性・主な産業、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

令和4年7月

性・主な産業	出勤日数				通常日1日の実労働時間			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾²⁾	
	前年差		前年差		前年差		前年差	
	日	日	日	日	時間	時間	時間	時間
調査産業計	19.2	-0.1	18.1	-0.2	6.8	0.0	7.7	0.0
男	20.8	0.1	19.1	-0.1	7.5	0.0	8.2	0.0
女	18.1	-0.1	17.1	-0.1	6.3	0.0	7.1	0.1
建設業	20.9	0.0	20.8	-0.3	7.3	-0.1	8.2	0.1
製造業	19.4	-0.1	19.6	-0.2	7.0	0.1	8.3	0.0
卸売業，小売業	19.8	-0.2	18.3	-0.1	7.0	0.0	7.3	0.0
宿泊業，飲食サービス業	17.4	0.0	14.2	0.3	5.7	0.0	6.5	0.4
生活関連サービス業，娯楽業	19.0	0.2	17.3	0.3	6.8	0.1	7.3	0.1
医療，福祉	18.9	-0.1	17.9	-0.2	6.7	0.1	7.4	0.0

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和4年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第6表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

令和4年7月

(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.9	8.6	8.8	16.8	44.9	6.9
		(0.1)	(-0.3)	(0.2)	(0.1)	(-0.3)	(0.1)
男	100.0	5.6	2.9	4.2	17.1	59.6	10.6
女	100.0	20.1	12.8	12.3	16.7	34.0	4.1
建設業	100.0	5.9	3.8	5.1	22.0	57.8	5.4
製造業	100.0	11.8	7.4	9.0	14.6	51.3	6.0
卸売業，小売業	100.0	11.4	8.4	9.2	15.0	47.1	8.9
宿泊業，飲食サービス業	100.0	35.3	15.7	11.8	9.4	19.9	7.9
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.2	15.0	10.5	15.6	35.6	11.1
医療，福祉	100.0	18.0	7.0	10.4	16.0	44.5	4.1

注：()内は前年差(ポイント)である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

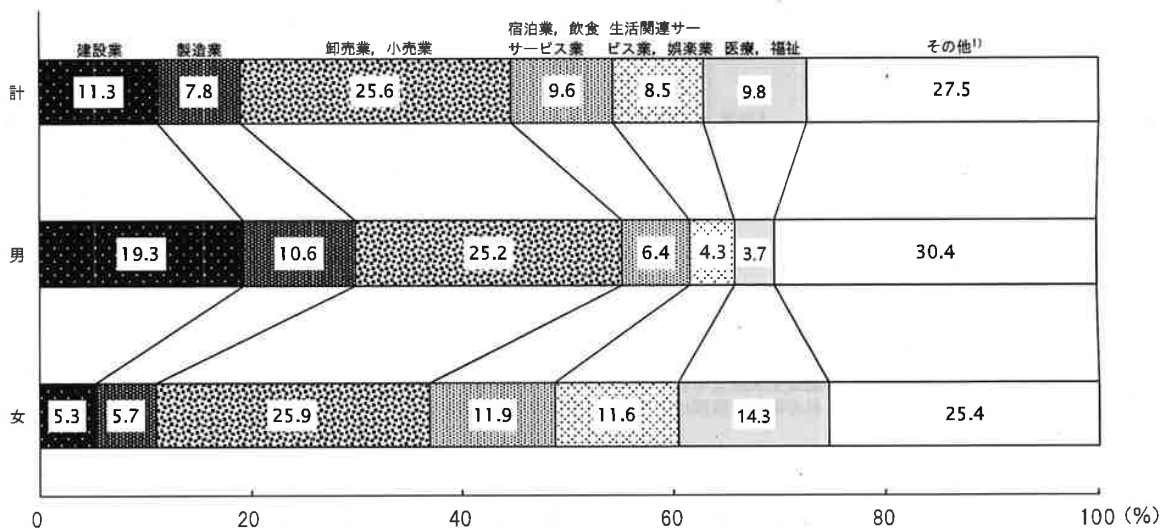
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和4年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業，小売業」が25.6%と最も高く、次いで「建設業」が11.3%、「医療，福祉」が9.8%、「宿泊業，飲食サービス業」が9.6%、「生活関連サービス業，娯楽業」が8.5%、「製造業」が7.8%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が57.3%で前年より0.1ポイント減少となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療，福祉」が83.7%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が78.4%、「宿泊業，飲食サービス業」が71.3%、「卸売業，小売業」が58.0%、「製造業」が41.7%、「建設業」が26.7%となった。（第4図、第7表）

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

令和4年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第7表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

令和4年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾	
				%	前年差
調査産業計	100.0	100.0	100.0	57.3	-0.1
建設業	11.3	19.3	5.3	26.7	0.8
製造業	7.8	10.6	5.7	41.7	-0.9
卸売業，小売業	25.6	25.2	25.9	58.0	-0.3
宿泊業，飲食サービス業	9.6	6.4	11.9	71.3	1.5
生活関連サービス業，娯楽業	8.5	4.3	11.6	78.4	-0.7
医療，福祉	9.8	3.7	14.3	83.7	-0.4
その他 ¹⁾	27.5	30.4	25.4	52.8	0.3

注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

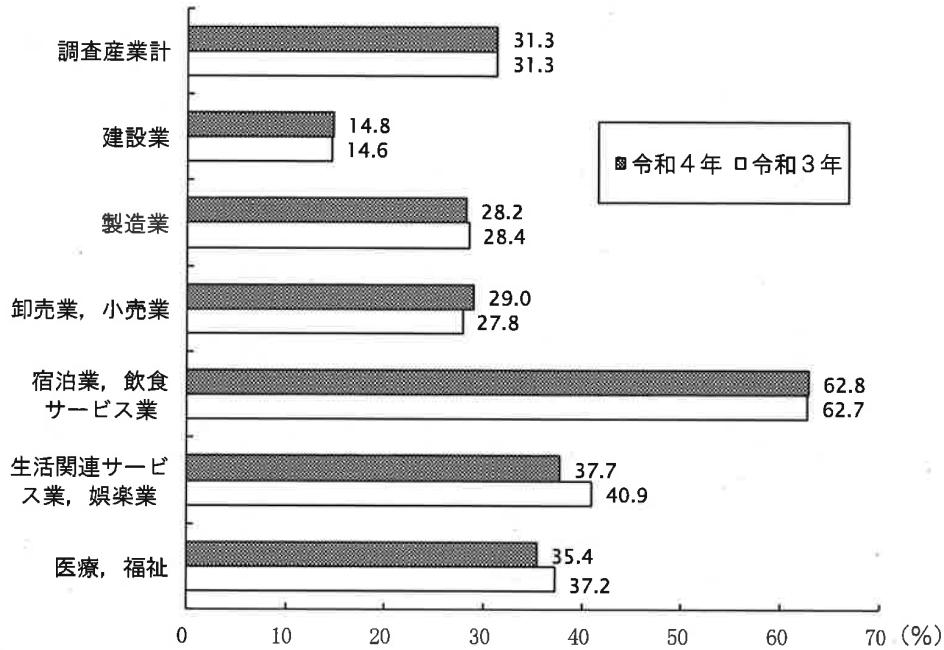
令和4年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.3%で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は12.7%で前年より0.1ポイント減少となり、女は45.2%で同0.2ポイント増加となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が62.8%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が37.7%、「医療、福祉」が35.4%、「卸売業、小売業」が29.0%、「製造業」が28.2%、「建設業」が14.8%となった。

また、年齢階級別にみると、19歳以下が77.3%と最も高く、20～29歳が24.2%と最も低くなっている。（第5図、第8表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第8表 年齢階級、性別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和4年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
年齢計	31.3	0.0	12.7	-0.1	45.2	0.2
19歳以下	77.3	3.9	74.2	6.1	79.0	2.5
20～29歳	24.2	0.0	16.2	-0.5	30.0	0.4
30～39歳	25.0	0.4	7.4	-1.2	40.3	1.2
40～49歳	28.3	-0.1	6.3	0.4	45.0	-0.4
50～54歳	27.7	-1.1	6.7	0.5	41.2	-1.2
55～59歳	29.6	-0.5	7.3	-0.5	42.8	0.0
60～64歳	32.6	-0.2	11.1	-0.1	47.8	-0.7
65歳以上	45.2	-0.3	28.8	-0.9	59.5	0.6

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和4年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額 円	出勤日数 日	通常日1日の 実労働時間 時間	短時間労働者の割合 ¹⁾ %
全 国	203,079	19.2	6.8	31.3
北 海 道	207,208	20.2	6.9	29.3
青 森	207,372	20.5	7.3	17.7
岩 手	185,320	20.0	6.8	31.2
宮 城	203,949	19.3	6.9	31.3
秋 田	188,338	20.1	6.9	30.1
山 形	181,148	20.2	7.0	26.9
福 島	207,376	20.6	7.2	23.6
茨 城	202,153	19.7	7.0	27.9
栃 木	199,559	19.4	6.8	33.9
群 馬	195,051	19.1	6.8	33.8
埼 玉	213,610	19.1	6.7	34.0
千 葉	206,778	18.3	6.5	37.3
東 京	236,076	18.3	7.0	27.1
神 奈 川	222,162	18.4	6.8	32.5
新 潟	200,345	20.3	6.9	29.1
富 山	197,959	19.9	6.8	32.0
石 川	192,719	19.4	6.9	30.2
福 井	194,764	19.9	7.0	30.8
山 梨	195,716	19.3	6.9	31.7
長 野	198,035	19.5	7.0	28.4
岐 阜	185,746	19.3	6.6	38.6
静 岡	213,981	19.4	7.0	27.7
愛 知	211,626	18.7	6.7	35.5
三 重	188,801	18.8	6.8	32.2
滋 賀	187,593	18.5	6.7	35.6
京 都	187,479	18.8	6.5	39.9
大 阪	213,166	18.6	6.8	30.4
兵 庫	181,944	18.5	6.6	40.1
奈 良	181,828	18.0	6.8	32.6
和 歌 山	187,006	19.5	6.6	37.3
鳥 取	186,640	19.6	6.9	28.5
島 根	182,126	19.1	7.0	28.0
岡 山	195,775	19.2	6.8	33.6
広 島	202,346	19.2	6.8	34.3
山 口	182,214	19.2	6.6	37.1
徳 島	202,745	19.7	6.9	28.7
香 川	209,372	20.0	7.0	29.0
愛 媛	188,999	20.4	6.8	33.0
高 知	168,886	19.3	6.7	34.6
福 岡	214,662	19.6	7.1	23.9
佐 賀	183,222	19.9	6.8	32.4
長 崎	175,660	20.6	6.8	33.6
熊 本	186,536	20.1	6.8	32.5
大 分	183,554	20.1	6.9	30.3
宮 崎	186,381	19.8	6.9	29.3
鹿 児 島	186,851	19.8	6.9	29.7
沖 縄	172,020	19.9	7.0	29.9

注：1) 令和4年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		出勤日数 ¹⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	日	時間	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	24.7	7.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	24.6	7.7	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	24.3	7.6	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	24.3	7.6	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	24.5	7.6	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	24.4	7.7	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	24.3	7.6	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	24.1	7.6	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	23.8	7.6	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	23.7	7.5	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	23.4	7.5	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	23.1	7.4	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	22.7	7.4	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	22.6	7.4	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	22.5	7.3	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	22.5	7.4	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	22.1	7.3	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	22.0	7.3	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	21.8	7.3	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	21.7	7.3	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	21.5	7.3	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	21.8	7.3	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	21.5	7.3	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	21.4	7.2	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	21.1	7.2	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	21.1	7.2	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	21.1	7.2	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	21.2	7.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	20.8	7.1	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	20.7	7.1	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	20.6	7.1	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	19.9	7.0	12.0	30.1
令和元	197,196	0.9	247,634	5.1	19.8	6.9	12.0	30.9
4) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
3	199,902	-	253,157	-	19.3	6.8	12.6	31.3
4	203,079	1.6	258,268	2.0	19.2	6.8	12.8	31.3

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所労働統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

